

未定稿

# 「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進 事業 Q & A

注：Q & Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和8年（2026年）4月16日更新

熊本県農林水産部食のみやこ推進局  
流通アグリビジネス課

問1 新規のコンソーシアムを立ち上げなければ事業の実施はできないのですか

実施要領第3条の定義及び実施要領別表の要件を満たせば、コンソーシアムという名称ではない既存の協議会等の任意組織でも事業の実施は可能です。  
また、事業申請の段階でコンソーシアムが設立されていない場合でも、当該年度中にコンソーシアムが設立されることを前提に、コンソーシアム準備委員会等の団体での事業の申請も受け付けます。

問2 コンソーシアムはどのような構成員で組織したらよいですか

本事業におけるコンソーシアムは地域の関係者が一体となり「食のみやこ熊本」の創造に向けた取組みを行う組織を指します。様々な取組みが考えられることから、最低限の構成として、農林畜水産業者（農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む）と市町村等の行政機関の他、1者以上の関係者が参画するものとします。

- 2 関係者とは食品加工業者や小売業者、外食産業者、観光業者、輸出事業者、研究機関等が想定されますが、取組みの内容に応じて検討をお願いします。

問3 コンソーシアム推進事業、コンソーシアム整備事業に取り組む場合、市町村以外の構成員は同一資本のグループ企業でも問題ありませんか

事業実施要領の第3条において、コンソーシアムとは地域の関係者が一体となり、「食のみやこ熊本」の創造に向けた取組みを行う組織と定義しています。市町村以外の構成員が実施要領別表に定める要件を満たしていれば、事業の実施は可能ですが、事業の趣旨を鑑みて、地域の幅広い関係者と連携出来ないか、検討をお願いします。

問4 コンソーシアムの設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いのですか

- 1 コンソーシアムの設立に当たっては、運営を行うための事務局を設置し、組織運営に必要な規約を定め、事業の実施及び会計の手続きを適正に行うための体制を整備すること等が必要となります。

- 2 また、補助金及び事務の取扱いの責任等を明確にするとともに、コンソーシアム整備事業の事業実施主体となる場合は、入札等に係る規定等を定める必要があります。

問5 県産農林畜水産物を主原料とした加工食品等とは、どのように判断するのですか。

原価ベース又は重量ベースで県産農林畜水産物が原料の過半を占めていることをもって、県産農林畜水産物が主原料であると判断することとします。そのため、これらが確認できる資料（任意様式）の添付をお願いします。  
なお、判断に迷う場合は、事業担当者へ御相談ください。

問6 市町村やJA等が上乗せ補助又は補助残の負担をしても問題ないですか。

本事業については、財源の一部に、地域未来交付金（旧：第2世代交付金）を充てています。そのため、市町村やJA等が上乗せ補助又は補助残の負担を行う場合、その財源に国・県の補助金や交付金等が含まれないことを確認ください。市町村の独自財源等であれば問題ありません。県費が含まれる場合も、補助金ではない、負担金等で財源に国費が含まれていなければ問題ありません。

問7 補助対象外経費のうち、事業計画期間のみに効果が留まるものとは、具体的にどのようなものを指しますか。

1度限りのイベントの開催や単なるチラシの作成・広告等は、事業計画期間のみに効果が留まるものと懸念されます。また、補助金を活用し大量のチラシを作成し、事業期間終了後も継続して活用するような事例では、事業計画期間終了後も効果がみられるものの、適切な事例ではないと思慮されます。

一方で、今後の商品開発の参考とするために実施する消費者へのアンケート調査を兼ねたイベント開催や、消費者への効果的なPR方法を検討するため、複数のチラシを試作し、どのチラシの波及効果が高いのかを比較調査する場合等は、事業計画期間の後も効果が持続すると考えられることから、補助の対象となり得ると考えられます。

問8 ソフト事業のうち農林畜水産物そのものの販売促進やPR活動でも事業対象になりますか。

事業の目的・趣旨を鑑みて、適当な取組みであれば問題ありません。ただし、事業の内容が単発の販売促進イベントやPR活動に終わり、効果が事業の計画期間のみに留まると判断される場合は、補助事業の対象外となる点について御留意ください。商談会を兼ねており、その後の継続取引が期待できる場合や、消費者へのアンケート調査を兼ねたイベントであれば、事業計画期間の後も効果が持続すると考えられることから補助の対象となり得ると考えられます。

問9 補助対象外経費のうち、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものとは、具体的にどのようなものを指しますか。

試食イベント等の開催時に参加者へ給付する旅費、或いはピンバッジ等の個人への付与を前提とした販促物（ノベルティ）の作成に係る経費などは補助対象外とします。

新商品試作に係る講師謝金や講師旅費、のぼりや法被等のPR資材の作成経費等については給付経費に当たらないため、補助対象となり得ると考えられます。

問10 機械の発注から納品に期間を要するため、交付決定の前に発注してもよいですか。

実施要領第6条第4項第1号・第2号に記載のとおり、(1) 現に実施し、又は既に終了している取組みに係る経費、(2) 交付決定の日よりも前に入札、発注、購入、契約等を実施したものに係る経費は補助対象外となりますので、御注意ください。

問11 コンソーシアム整備事業で施設（建築物）を整備する際に留意することはありますか。

建築物を整備する際には、整備地区や整備の規模等、状況に応じて、都市計画法に係る開発許可の手続きや土壌汚染対策法に係る報告や届け出、盛土規制法に係る申請・届出、建築基準法に係る建築確認手続き、消防法に係る届出等の手続きが想定されます。事業主体若しくは取組主体の責任において、手続きを実施する等、関係法令の遵守をお願いします。

なお、これらの手続き等に係る調査費や委託費等は本事業の補助対象外となります。また、これらの手続きも含めて、年度内のしゅん工が必要ですので、御留意ください。

問 12 野菜や果実の品質を向上させ、ブランド化・高付加価値化を図るためのハウスの整備は事業の対象となりますか。

本事業では、地域の関係者が一体となり、県産農林畜水産物の加工、販売あるいは観光農園、農業体験活動等に取り組むことにより、県産農林畜水産物の高付加価値化に繋げていく取り組みへの支援を想定しています。

そのため、ハウスの整備や防除機の導入等、生産工程そのものに必要な設備・機械等で、加工、販売等の高付加価値化の取り組みに寄与しないものは、補助の対象として想定していません。

一方で、農業者と観光事業者が連携し、農業体験商品を開発する際に、農業体験専用の施設として新たにハウスを整備する場合は、新たな価値の創出に必要であるため、ハウスであっても補助の対象になり得ると考えられます。

問 13 既存施設から離れた場所に新たに施設を整備する際、井戸や水道等のインフラ整備も補助対象にできますか。

本事業で施設を整備する場合は、予め、取組主体が施設の建設に着手できる状態に準備しておくことが前提となります。

- このため、施設の設置場所における基本的な条件整備（敷地造成、取付道路・電力・通信網・上下水道や井戸の設置等）については補助対象になりません。
- ただし、施設敷地内に設置する受電設備や敷地内の給排水設備については、整備する施設と一体的な附帯設備と言えるため、補助対象となります。

問 14 施設の設計費用は補助対象にできますか

交付決定の日よりも前に入札・発注、購入、契約等を実施したものに係る経費は補助対象外となります。そのため、交付決定を受けた後に、入札により設計業者を決定し、その後、設計に着手した後、施設に係る入札を改めて実施する場合は、補助の対象となり得ます。この場合の設計費は、施設整備の一環と整理されるため、コンソーシアム整備事業の対象としま

す（コンソーシアム推進事業ではないため御留意ください）。

- 2 ただし、補助事業については、年度内完了が原則であるため、年度内に施設の整備及び検査・支払い・実績報告まで完了させる必要があります。繰越前提の事業計画や、複数年度にまたがる事業計画は承認できませんので、予め御了承ください。

問 15 繰越はできますか

災害の発生等、当初予期できなかった事情が発生した場合、所定の手続きを踏まえ、関係機関の承認が得られれば繰越を行うことは可能です。

一方で、補助事業は年度内の完了が原則であり、交付決定を受けた同一年度にしゅん工し、支払い等を終えた上で、事業実績報告まで行っていただく必要があります。そのため、当初から繰越を前提とした事業計画や、1年目に施設の設計、2年目に工事着手といった複数年度が前提の事業計画は承認できませんので、予め御留意ください。

問 16 施設整備や機械導入を行う場合、落札した業者との契約は、取組主体が直接行うのですか。その場合、施行に係る業務をコンソーシアムに委託することはできますか。

業者との契約等は、取組主体が直接行うこととなります。また、契約業者への支払も取組主体が行うこととなります。

- 2 ただし、コンソーシアムの規約等に契約に係る事務の委任について定めている場合は、取組主体とは異なるコンソーシアムの構成員が取組主体の事務を代行することができるものと考えられます。

問 17 落札した業者との契約を、取組主体が直接行った場合、施設や機械の所有権はどうなるのですか？

取組主体名で落札事業者と契約を行った場合、施設や機械の所有権は、取組主体に属します。もし、共同利用の機械で、所有権をコンソーシアムに置く必要がある場合は、入札・契約等もコンソーシアム名で行うよう、御留意ください。

また、取組主体が契約を行った場合の、事業実施後の施設や機械の管理については、一義的には取組主体に責任があるものの、地域が一体となって「食のみやこ熊本」の創造に取り組むという事業の趣旨を鑑みて、コン

ソーシウムも、総会開催時に管理状況を確認する等、積極的に関与いただくよう、お願いします。

問 18 コンソーシウム推進事業（ソフト）とコンソーシウム整備事業（ハード）に取り組んでいます。ハード事業で整備する機械の入札を行ったところ、事業費が下がり、予定していたハード分の補助金が余ることになりました。この場合、余った補助金をソフト事業へ流用しても良いですか？

ソフト事業とハード事業間での補助金の流用はできません。本事業は財源の一部に、地域未来交付金(旧:第2世代交付金)を充てています。交付金上、ソフト事業とハード事業は明確に区分されており、ソフト事業とハード事業間での流用は原則できないとされています。あらかじめご了承ください。

問 19 地域で一体となった食の高付加価値化の取組みに必要であるため、市町村所有の施設整備や機械導入を行う場合、補助の対象となりますか。

市町村が所有権を有する施設の整備や機械の導入は、市町村が自らの予算で実施するべきものであり、県が補助するべきものではないと考えられることから、補助の対象としません。

本事業の財源に活用している地域未来交付金は、市町村が自ら内閣府へ申請し、採択を受けることで、市町村所有の施設整備や備品の購入等が交付金の対象となり得ると承知しています。「食のみやこ熊本県」創造コンソーシウム推進事業を活用するのではなく、市町村が自ら国の交付金を活用することを御検討ください。